

# 豊島省税会 会報

第 24 号

平成 25 年 1 月



豊島間税会



## 目 次

|                  |          |      |       |    |
|------------------|----------|------|-------|----|
| 新年のご挨拶           | 豊島間税会    | 会長   | 根本弘三  | 1  |
| 新年のごあいさつ         | 豊島税務署    | 署長   | 黒田治彦  | 2  |
| 税を考える週間          | 豊島間税会    | 副会長  | 野村要子  | 3  |
| 平成24年度納税表彰       |          |      |       | 4  |
| 納税表彰を受けて         | 豊島間税会    | 常任理事 | 平栗哲夫  | 4  |
| 受賞御礼             | 豊島間税会    | 理事   | 後藤義雄  | 5  |
| 受賞御礼             | 豊島間税会    |      | 川鍋玲子  | 6  |
| 日帰りバス研修会に参加して    | 豊島間税会    |      | 山本高志  | 7  |
| 中学生「税についての作文」    |          |      |       |    |
| 「税について」          | 西池袋中学校3年 |      | 小川弥生  | 8  |
| 「税金の大切さ」         | 池袋中学校3年  |      |       |    |
|                  | ミヤッエンダラ  | スユエ  |       | 9  |
| 「税金を大切に使うために」    | 巣鴨北中学校3年 |      | 横山幸子  | 10 |
| 「税の大切さ」          | 池袋中学校3年  |      | 畠山千春  | 11 |
| 「必要な納税」          | 巣鴨北中学校3年 |      | 佐藤由樹  | 12 |
| 「豊かで安心の生活を送るために」 | 池袋中学校3年  |      | 杉野日向子 | 13 |
| 「税金の必要性」         | 西池袋中学校3年 |      | 早乙女葉里 | 14 |
| 「日本の税金について」      | 駒込中学校1年  |      | 野口万凜  | 15 |
| 「消費税について私が思うこと」  | 西巣鴨中学校3年 |      | 大塚満里奈 | 16 |
| 税務署だより(確定申告特集他)  |          |      |       | 17 |
| 間税会とは            |          |      |       | 21 |
| 豊島間税会名簿・編集後記     |          |      |       | 22 |
| 豊島酒販連合会・豊島優申会名簿  |          |      |       | 23 |

消費税 活かすみんなの 間税会



## 新年のご挨拶

豊島間税会 会長 根本 弘三

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはご健勝にて新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は会の運営活動に対しまして、税務署を始め当会役員及び会員の皆様方の暖かいご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここ十数年余り、日本は改革に次ぐ改革で埋めつくされて来ました。その結果多くの国民が不安と厳しい状況にありました。又昨年 12 月衆議院選挙においては、自民党が圧勝なされました。これからの私達の生活はどのように変わって行くのでしょうか。

当会は「消費税活かすみんなの間税会」と言うキャッチフレーズのもと、より良い消費税のあり方を考えるとともに、「消費税完納運動」を積極的に推進しております。税収の面においても、所得税 法人税に次ぐ基幹税となっております。これからの消費税は極めて重要な税になることは違いありません。

特に、国税電子申告納税システムいわゆる「e-Tax」の利用促進にも向けても取り組んでまいります。

又、今年は租税教育の一環で区内の小学校に税に関する標語を公募したいと考えておりますので、会員の皆様はじめ税務署のご支援ご協力をお願いすると共に、ご事業のご発展ご繁栄ご健勝をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 新年のごあいさつ

豊島税務署 署長 黒田 治彦

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

豊島間税会の皆様方におかれましては、平成 25 年の輝かしい新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

根本会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。特に昨年も税を考える週間におきましては、巣鴨駅構内及び駅周辺で「世界の消費税のクリアファイル」を配布するなどの街頭広報を通じて、消費税に関する税務広報や税知識の普及にご尽力いただきました。お蔭様をもちまして、豊島税務署の事務運営も順調に推移しており、豊島間税会の皆様方のご理解とご協力に重ねて御礼申し上げます。

本年も、消費税知識の普及や納税道義の高揚のため、なお一層の活発な会活動をよろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化や、高度情報化及び国際化等に見られるように大きく変化してきており、このような状況の中で税務行政の透明性と税務行政の合理化・効率化が今まで以上に強く求められております。

このため、私どもといたしましては、時代の要請に即応し、「納税者の利便の向上」と「適正公平な課税の実現」のため、従来にも増して皆様の期待と信頼に応えるべく最善の努力をしていく所存でございます。

特に「e-Tax」につきましては、国の電子政府構築計画の一環として、納税者の皆様の利便性向上のため、そして、国税事務全般の効率性を高めるために国税庁における最重要課題と位置付け、その普及拡大に取り組んでいるところでございます。

「e-Tax」の利用拡大をより一層推進していくためには、私ども税務当局の努力はもちろんですが、皆様方のお力に負うところが極めて大きいと考えております。

豊島間税会の会員皆様方も更なる利用拡大へ向けて、引き続きご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が豊島間税会にとりまして一層の飛躍の年となりますよう、また、会員皆様方の益々のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



日本を 税と人として 支えよう



# 税を考える週間

豊島間税会 副会長 野村 要子

新年あけましておめでとうございます。

平成 24 年 11 月 12 日（月）「税を考える週間」の行事、間税会恒例の街頭キャンペーンを悪天候の中、巣鴨駅で実施いたしました。

黒田税務署長、鈴木都税事務所長、橋本統括官をはじめ、納税貯蓄組合連合会、法人会、署員の方々、大勢の方に参加していただきました。

e-Tax 国税電子申告納税システムの広報活動として人気者のイータ君と一緒に、行き交う人々に PR しました。世界の消費税が記されたクリアファイルに消費税の期限内納付等の資料とボールペンを入れて、1000 部用意した配布物もあっという間になくなり、

反応もとても良かったです。



働いて 見知らぬだれかを 支えてる

## 納税表彰を受けて

豊島間税会 常任理事 平栗 哲夫

新年あけましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では、黒田豊島税務署長から表彰状をいただき誠にありがとうございました。これも豊島税務署の皆様方、豊島間税会の根本会長はじめ役員・会員の方々のご指導の賜物と心より感謝いたしますとともに御礼申し上げます。

昨年は、日本をはじめ、多くの国でトップを決める選挙や、政権交代が行われた年でした。今年は新たなリーダーが本格的な国家運営の舵取りをスタートさせる年となり、政権運営にも落ち着きが見えてくると思われます。

さらに日本の経済環境に目を向けますと、昨年末の安倍内閣の誕生直前から、株価の上昇や円安傾向が顕著に見られますが、少子高齢化や国内需要の減退という新たな試練を未だ抱えている日本企業の経営環境は、将来に向けて大きな岐路に立っていると言えます。

この様な中、昨年は「税と社会保障の一体改革」に関する法案が成立し、平成26年4月そして平成27年10月に消費税率の引き上げが予定されております。これに伴い、日本の税収の最大の担い手は「消費税」となることが予想され間税会の役割は今後益々大きくなり、その責任も重くなることと感じております。

今年も「納税者の自主的な申告納税体制の確立」に寄与するという会の目的を見据えながら、正しい税知識の普及と納税者の事業の発展に繋がる活動を展開していけるよう努めてまいります。

会員の皆様のご健勝ならびにご事業発展を祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。



平成24年11月15日 平成24年度 豊島税務署長表彰記念

## 受賞御礼

豊島間税会 理事 後藤 義雄

新年あけましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式で、はからずも豊島税務連絡協議会表彰状を頂きました。

身に余る栄誉と感激致しております。誠にありがとうございました。

これも、豊島間税会の根元弘三会長様始め会員皆様のおかげと感謝し、心より御礼を申し上げます。

旧年師走に衆議院及び東京都知事選挙が喧騒の中行われました。国民の審判を得た新しい政治体制の下、我が国の躍進が創められるものと願っています。

現今、多くの困難な問題が山積致しておりますが、日本国民の誠実なる見識と勤勉さが必ず問題を乗り越え、世界の人々の賞賛と尊敬を再び得られるものと確信いたしております。その礎となる国家財政を支える納税思想の普及は大変重要なことと思います。

今後とも、豊島間税会の皆様のご指導のもと、自分に出来ることはわずかではありますが、会の活動を通して果たしていきたいと思ひます。

会員皆様の益々のご健勝とご事業の発展を祈念申し上げ、御礼の辞とさせていただきます。



平成24年11月15日 平成24年度 豊島税務連絡協議会表彰記念



税金は 命といっしょで 大切だ



## 受賞御礼

豊島間税会 女性部副部長 川鍋 玲子

明けましておめでとうございます。

2012年11月の納税表彰式で、豊島税務連絡協議会表彰状をいただきまして誠にありがとうございました。このような受賞の機会を頂きましたことは、根本弘三会長をはじめ皆様方の深いご厚情の賜物であると感謝し、心より御礼申し上げます。間接税の中でも代表的な消費税。私たちはモノやサービスを購入（消費）するとき、事業者は消費税を支払い、事業者は私たちの代わりに税金を納付してくれています。消費者は提示された税額を支払えば良いだけですが、消費税を預った事業者は正しく納税額を把握しなければいけません。そのためにはまず消費税がどのような税金かをよく知る必要があります。

これからも、間税会の関わる様々な行事に参加し、税に関する情報、知識を伝えるお手伝いさせていただきたいと思っております。まだまだ未熟者の私ですが、皆様からのご指導を賜りながら頑張っていく所存でございます。このたびは本当にありがとうございました。

### 平成24年度 納税表彰

平成24年11月15日（木） 平成24年度納税表彰式が東京信用金庫 8階ホールにて挙行政され、当会からは下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会はスターライトラウンジにて盛大に行われました。

◎豊島税務署長表彰

平 栗 哲 夫（常任理事）

◎豊島税務連絡協議会表彰

後 藤 義 雄（理 事）

◎豊島税務連絡協議会表彰

川 鍋 玲 子（女性部副部長）



### 『黒船の来た街で』

友人の不可解な死の真相を追って、  
税務署長は開国の歴史と文化の街を駆け巡る！

元 豊島税務署長・税理士 山本高志 著  
株式会社文芸社 平成25年2月刊

## 日帰りバス研修会に参加して

元 豊島税務署長 山本 高志

「税を考える週間」に係る行事だから、恒例「日帰りバス研修」は「税金クイズ」で幕を開ける。それより早く車内では乾杯が始まり、私の乗車していたサロンバス後部のソファ席付近は、缶ビールはもちろんワイン、一升瓶が並べられ、バスの心地よい揺れですっかり気持ちよくなっていた時だから、その頭で考えるとこのクイズ、やけに難しい。何でも都税事務所の職員のお力をお借りしての出題だそう。

答え合わせが済んで、やっぱり税金は一生勉強だという気になった頃、バスは高尾山の登山口に着く。高尾山は八王子市にある標高599mの山で、平成19年から連続して、ミシュランガイドで最高ランクの三つ星の観光地に選出されていることもあり、年間の登山者数約260万人を超える人気のスポットだ。

その高尾山の山麓でご馳走を食べて、その足でサントリーの武蔵野工場に行き、できたてのプレミアム・モルツを試飲しようというのだから、間接税の中でも消費税より酒税の方に関心のある者としては、一も二もなく参加したのが今年のバス研修だった。

当然、登山の方はちょっとという私としては、バスガイドさんに「ケーブルカーで登るんですよね？」と恐る恐る尋ねると、「はい、そうですよ。」と優しい返事。でも、ケーブルカーを降りてからも結構歩く。途中、聖武天皇の勅令により1270年近く前の西暦744に開山されたという「高尾山薬王院有喜寺」にお参りをしながら山頂を目指す。仲が良かったはずの仲間が、次第にバラバラになっていくが、山頂ではまたみんな一緒になる。

朝の出発が早かったこともあり観光地を渋滞前にすりぬけた感じで、予定よりスムーズに進行し、企画段階からご尽力いただいた税理士の増子先生の即座のご判断で、急遽見学先に武蔵稜墓地が加わった。簡素さと、いたずらに威圧感を感じさせないように配慮された、昭和天皇と香淳皇后のお人柄を偲ばせる陵に参拝して、いざビール工場へ。



お天気に恵まれ、お仲間にも恵まれて、とても楽しく有意義な一日でした。やっぱり、バス研修はやめられませんね。次回もよろしくお願いします。



## 「税について」

豊島区立西池袋中学校 3年 小川 弥生

8月10日、参院本会議で消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案が、可決・成立いたしました。消費税の増税の是非について大変な話題になっていましたが、実際の所、皆増税は仕方がないということは理解しているのです。ただ、増税の可決をする前に、色々と問題になっていた、無駄使い・天下り・不正受給・公務員及び議員の削減の事等の話し合いをあいまいにしたまま、改革を後回しにして、増税の方向だけ決まってしまったという事に政治不信を感じているのだと思います。

しかし、少子高齢化に伴い、医療や年金、福祉、介護、生活保障などの公的サービスの社会保障関係費がどんどん増えていく事は、間違いありません。

今まで、私はあまり社会保障の制度などに関心はありませんでした。昨年の3月、東日本大震災によって、私の祖母は精神的な病にかかり、一人で生活することが困難な身体になってしまいました。現在、国の介護保険によって、様々な助けを受けながら生活させていただいています。

例えば、入浴の介助をしていただいていますし、歩行がままならないために、歩行器を貸していただき、理学療法士の先生がいらっしゃるデイサービスにて、祖母にあわせてリハビリを受けさせていただいています。家族の協力だけでは、本人が納得する生活はできません。介護保険制度によって、実際にかかる費用の一割負担にて、助けられていると母が言っていました。

そして、年金。私の両親は国民年金基金に加入しています。父は大工をしています。若くして子供を授かったのも、まだ見習いの時期や、仕事での借金の為に年金を納める事ができなかった時期等も正直あるそうです。

しかし、年金確保支援法によって国民年金保険料の未納分について、現在の直近2年間しかさかのぼって納付できないという事が、10月以降の3年間に限り、過去の未納分の事後納付が10年間に延長されるそうです。これによって受給資格期間が25年に達して、40万人の人が無年金でなくなり、年金額も増やせる人が多くなります。年金の受給についても、将来の不安がなく誰もが安心して暮らせる日本になるように、世代と世代の支え合いであるから、「払った分だけ戻らないから払っても損をする」という考え方ではなく、まさに、絆・助け合いの精神だと思います。

消費税の増税での増収分は、すべて社会保障の費用にあてられ還元されるということですから、私達はそれを信じて将来は納税者として、国民の義務をきちんと果たしていかなければならないと、あらためて考えさせられました。



税金は 未来につなぐ かけ橋に

～豊島税務署長賞～

## 「税金の大切さ」

豊島区立池袋中学校 3年 ミャツエンダラ スユエ

私はミャンマーで生まれミャンマーで育ち4年前に初めて日本に来ました。全く違う雰囲気の街でいろんな所を遊びに行ったり、見学したり、たくさんのことを学んだり日本のことを少しずつわかるようになってきました。

ある日何かをきっかけに税についてのビデオを見ました。そのビデオはある男が「税金なんかなくなればいいのに！」とっていて、その願いが叶ってしまったとき世の中どうになってしまうのかという物語です。ビデオでは税金がなくなってしまう道路がデコボコでゴミもちらかっていたり、作りかけの高速道路や新幹線の路線があっちこっちにあったりして街が汚れていました。男はそれを知っているのにもかかわらず政府に文句ばかり言って税金の大切さにまだ気づいていませんでした。それからのことある日突然男の家は火事にあってしまいました。男はあわてて119番すると消防署は「特別コースか、普通コースか」と聞き男にお金をはらうように言いました。家全体が燃え終わったあと男は初めて税金の大切さを知ったのです。

私もそのビデオを見てあらためて税の大切さを感じました。税金って何のためにあるのか？というふうに使用されているのかも知ることができました。

そして日本の税金の使用システムはすごいなと思いました。ミャンマーでは日常生活で使用する物の消費税はありませんが車や家を買うときなどでは税金があります。でも道路などが整理されていなかったり、道がせまく車が通れなかったり、ゴミがちらほらあったりしていました。税金は国のためだということは知っていますがどんなことに使われているか知りません。でもつい最近税金を使って作りあげた新しい街として新首都ネーपीドーができました。その後少しずつ道路の整備が進むようになりました。しかし日本はずっと前から整理がよく、全都市が発展していました。さすがだなと思いました。常にできているこれこそが人々にとって良い環境であり、良い生活ができると思います。

社会科でも習いますが税金は新幹線の路線を作ったり、高速道路を作ったり国民やみんなが必要とするものや便利で役に立つものに使われているんだと思うとうれしくなります。もしビデオのように税金がなくなり街中が汚れたときや、地震や火災など大変なときに助けを求められる人がいなくなったらと考えると税金は、本当に大切だと思います。私が大人になったときには税金をはらうことを大切にしていきたいと心から思いました。



くらい道 明るくてらす 税金で



## 「税金を大切に使うために」

豊島区立巣鴨北中学校 3年 横山 幸子

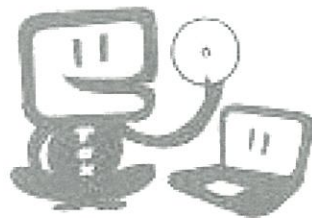
私は職場体験で区立図書館に行きました。そこでは、購入してから一年もたっていないのにもかかわらず、水に濡れてしまった本や、破れてしまった本や雑誌など、不具合がある多くの物を、職員の方が丹念に直してくださっていました。私はそれらの壊れた本の多さに愕然としました。私が驚いた表情で職員の方の作業を眺めていると、職員の方は手を止めて、「いくら自分のものではないからといっても、税金で買ったものなのだから、丁寧に扱ってほしい」とおっしゃっていました。私はそのとき初めて、本が税金で買われていることを知りました。

私も、図書館で借りた本に誤って水をこぼしてしまったことがあります。私は飲み物を飲もうとコップを手にしたとき、手をすべらせてしまいました。もう一方に持っていた本に中身をこぼしてしまったのです。弁償しなければならなかったり、怒られたりしなければならなかったのが怖かった私は、家のドライヤーでこっそりとその本を乾かしました。そして、翌日の朝早くに返却ボックスに無言で投函しました。

すなわち、私は図書館の本が税金で購入されて、みんなの物だということを知らなかったがために、公共のものである図書館の本を大切に扱えなかったのです。

だから、私が税金を大切に使うために大切だと思うことは、税の使い道をきちんと知ることです。

また、現在、世の中では税の無駄遣いについて議論されていますが、無駄遣いを減らすためには、私達が税金によって買われたものや作られたものは何なのかを正しく知ることが必要とされています。私達が税金で作られたものを正しく把握していれば、次に他の人がそれを使うことがわかります。すると、私達は思いやりを持って大切に物を扱うので、物は長持ちします。そうすれば、新しい物を国や自治体がいちいち買い足す必要がなくなり、税金の無駄が少なくなるという良いサイクルが生まれます。私もこのよいサイクルを作ることに少しでも貢献するために、相手の気持ちを考えられる人間になりたいと思っています。そうすると、自然に相手を気遣ったり、思いやることができるようになります。そして、これと同様に物の扱い方も慇懃になるでしょう。だから、内面から輝く人間になって、税金を大切につかえるようになりたいと思います。



税金は 生活守る 砦です



## 「税の大切さ」

豊島区立池袋中学校 3年 畠山 千春

私は、この作文を書くまでは「税金」について意識した事ありませんでした。

「税金の作文」が夏休みの宿題に出され、その作文を行い始める前までは一番早く思いつく税金とはよくスーパーなどに売ってある物の値段についている消費税でした。消費税の他にはないものかと疑問に思いました。

そして、この作文を行うと同時に消費税の他に違うものを資料などで探してみました。すると、色々なことが書いてありました。その中でも一つ目に入ってきたのが、「東日本大震災復興関連予算について」という欄でした。

私は東日本大震災を実際に体験しました。あの時の日々を思い出すだけで胸がいっぱいになります。本当に本当に恐怖の毎日でした。幸い、家族は亡くなりませんでしたが、私の兄の同級生即ち、私の先輩が3人亡くなってしまいました。地震後避難していく人達の波に流されながら避難し、5日間まともな食事がとれず、最初の2日間はビスケットを一人1枚という過酷な食事生活でした。中学校の体育館で1ヶ月という長くて辛い毎日でした。そんな東日本大震災を体験したということに興味を持ち調べてみようという気持ちになりました。

改めて考えてみると、今の私は税金について知らない事が多すぎます。例えば、何に復興経費をかけているのか。その復興経費は、どのくらいの税金を使っているのか。などです。

その事を調べてみると、色々な物に復興経費をかけていたことに気づきました。例えば主に、学校等の公共施設の復旧や道路の整備、災害廃棄物処理、除染などに使われていました。それらの復興経費は約3兆3千5百億円にのぼるそうです。

私は、復興は早いなあといつも思っていました。それは、全部税金のおかげだと思うとありがたくて全国みなさんに感謝しなきゃという気持ちで胸がいっぱいになりました。

もし、誰も税を払わなかったらと思うと怖くてたまりません。税を払わなかったら、もちろん素早い復興は無理だったと思うし、一生がれきの中で暮らしていくことになり、みんなの町も心も暗いまでした。そんなことは絶対に嫌なので税金があって本当に良かったと思いました。

こうして、安心して今の生活を送れるのはすべて税金のおかげだということをこの作文を通して知ることができ本当に良かったです。税についてもっともっと勉強し、きちんと納税してこれからもみんなが幸せになるようにしていきたいと思いました。これからは、税は大切なものだから、税のことに関心を持ちながら、生活をしていきたいと思います。



税金は 町と皆を 支えてる



## 「必要な納税」

豊島区立巢鴨北中学校 3年 佐藤 由樹

私は今まで、どうして100円ショップなのに105円なんだろう。消費税5%ってなに？と消費税や税金についてほとんどなにも知らなかった。ただ、この5円がなにか他の人の役に立っているのかな？と思うだけだった。

それなら、その5円は何のために使われているのか。調べていくうちに、私の身の回りには税金が深く関わっていることに気付いた。

まず、私たち中学生に一番身近なのは、やはり教科書や学校の机、椅子などに使われる税金だろう。多少は国からの補助がされているんだろうな。程度にしか思っていなかったが、公立中学校の生徒は一人当たり95万円も補助されていた。これが3年分となると、285万円……。脅威的な数字だと思う。

もし税金がなかったら。親や保護者はこんな大金を払わなければならないのかと考えると税金の必要性や重要さを改めて感じる。

その次にこれも欠かせないと思ったのは、大震災のために使われた税金だ。これは数えたらきりが無いだろう。まずは公共施設の修理。配給に仮設住宅建設。そしてなによりがれきの撤去と人々の救助。人命を救うことはとても大事だし、いくら賠償金を払っても、故郷ががれきに埋もれたままでは被災された方々は納得しないだろう。

もし、税金がなかったら。命を救ってもらうのに大金を払わなければならない。がれきの撤去も自分たちでやらなければならない。そんなことはあってはならないし、そのために税金が使われていて、沢山の人を助けていると思うと納税って大切だなと改めて感じるができる。人を助ける何億、何兆というお金の中に、私が払った5円が入っているかもしれない。役立っているかもしれない。そう考えると納税も人助けだ。とても素敵だと思うし、買い物の時の消費税を見て嬉しくなるかも知れない。謎の5円が大きな意味をもつことになる。

今挙げた二つのこと以外にも税金は使われている。水道管、道路、図書館の整備。数え上げたらきりが無い。普段の生活では全くそんなことは意識していなかった。なのに、当然のように利用してきた。とても恵まれたことだと実感した。これからは、税金に感謝して図書館の蔵書を借りようとも思った。

そして、今世の中では課題について様々な意見が飛び交っている。「絶対反対」「しょうがないのはわかるけどやっぱり困る」どの人も、自分の生活が苦しくなるのは勘弁してほしい。そう思うのだろう。

そんな人はこう考えてみるのも良い。『税金を納める』ではなく『誰かを助けている』『自分の周りの人や家族のため』税金はそもそもそういうために使われているのだから。

私はまだ消費税しか払えないけれど、あと5年たてば様々な納税の義務を負うことになるその時は『払っている』ではなく『助けている』気持ちで税を納めたいと思う。



税金で つながる気持ち とどけよう



## 「豊かで安心の生活を送るために」

豊島区立池袋中学校 3年 杉野 日向子

ニュースで消費税が今の5パーセントより、もっと上がるといっていました。国民の生活は楽で  
ないと言われているこの時代。なのに、なぜ増税するのでしょうか。政権が代わってから、もっと  
不要な支出を失くして、増税はしない方針だったのに。

本当に消費税の増税は必要なのでしょうか。

日本にかつてのような活気はありません。失業者も多く、就職氷河期といわれるほど、企業も経  
済もひっ迫しています。労働人口も減り、その内訳も、正社員でない、安い賃金で働く、フリータ  
ーやパートが増加しているといえます。給料が少ないことで結婚に不安をもち、独身の人や、夫婦  
二人だけの家庭も増えて、少子化がどんどん進みます。一方、高齢者は年々増えていき、医療費の  
負担も、多くなるばかりです。また、地震や水害など震災に遭われた方にとっても、とても不安な  
生活が続いています。収入が減っているのに増税したら、ますます生活が大変になってしまうので  
はないのでしょうか。また、消費税が高いので、買いたいものも我慢するようになってしまったら、  
増税の効果はあるのでしょうか。販売側も、商品の値段に含まれている消費税増税分のコスト削減  
で、材質を落したり、人件費を削ったりしなければならず、今以上に経営が厳しくなりそうで  
す。

本当に消費税の増税は必要なのでしょうか。

政府は増税した分は、年金や医療などの、社会保障に使うと言っています。確かに、今、日本は  
高齢化社会で、これからも、高齢者が増えるといわれているなか、若い世代の人が支えていくのは  
大変です。

ヨーロッパ諸国では、消費税は「付加価値税」として導入されています。高齢者の環境が充実し  
ている、スウェーデンをみると、税率が25パーセントと、とても高いです。その分、病気にな  
ったら入院費用は全く必要ないといえます。国民は、国を信用しているからこそ、高い税金を認  
めているそうです。

日本では、現在、消費税は、10兆4千230億円あります。けれど、社会保障の歳出26兆3  
千9百1億円は、国債の借金で賄っている状態です。今、何か行動をとらなければ、大変なことにな  
ります。だからこそ、増税は必要なんだと思います。国民が納めた税金は、国民一人一人のため、  
豊かな社会を実現するために、公共サービスなど、形を変えて使われています。

私も税金を有効に活用していけるように、正しく理解して、将来、国を支える力になりたいと思  
います。



未来への 暮らしを税で 守ってく



## 「税金の必要性」

豊島区立西池袋中学校 3年 早乙女 葉里

私は、今まで税について深く考えたことがなく、買い物に行った際も無意識にお金を払っていた。だがこの支払ったお金の中には、「5%」という「消費税」が含まれている。私は、「消費税」なんて必要ないと思ってきた。何かを買う度に定価に5%が足されるのだから。日本は今「増税」する事を決定した。2014年4月に「8%」、2015年10月には、「10%」に増税されるのだ。もちろんこれに私は反対だった。増税する目的が明確に分からなかったからだ。私達が払っている消費税は日本で何に使われているのだろうか。

今回この作文のために「税」というものについて調べてみた。そうすると私の考え方が一変した。

税には消費税の他に、法人税や相続税その他にもたくさんある。どれも使われ方は同じだ。その使われ方は、とても身近にある。遊んでいる時私は怪我をした。病院に行き手当てを受けた。この時私にかかる医療費は無料だ。これも税で賄われている。また、ゴミ処理費用や警察、消防、小中学生の授業料も税が負担をしてくれているのだ。私達はそのお陰で安心した生活が送れているのだ。

「少子高齢化」という言葉をよく耳にする。これは、医療の進歩により、寿命が延び高齢者が増える反面、未来の働き手となる子供の出生率が減り年少化が減るというものだ。高齢者には年金や医療、介護などの費用がかかる。しかも働き手が減っていくので働き手一人にかかる負担が大きくなってしまふのだ。私の母は「訪問介護」という仕事をしている。少子高齢化の影響で働く人手が足りず一日一人で10件近くの家を回っている。昼食をとる暇がない日もあるそうだ。

高齢化が進むと、様々な場面でたくさんの税金が使われるようになってしまふだろう。そうすると、やはり消費税のひき上げはやむをえない。私は税について調べている内にこんなことを思った。「税金は貯金箱だ。取られるのではなく、一回集められて私達に返ってくるもの」だと。

だからこそ、国民一人一人が税についての理解をより深め、きちんと納税の義務を果たさなければいけないと思う。

今、日本に「なんで税金なんて払うんだ」と思っている人がいる。でも今の日本のためにも何より大きな責任を感じ、みんなが「税金は大切なんだ」と思える日本の社会にしていかなければならないと感じた。明るい未来のために今の政治家がダメならば、国民全員の力を合わせて協力し合い、自分達の力で国を変えていかなければならない。税金を「払う」ということも一つの取り組みであると思う。

税金は、安心した生活を送る上で必要不可欠なものであることを知った。私の作文を読んで一人でも「税金に対する考え」が変わったら良いと思う。



税金は 社会を創る かぎになる



## 「日本の税金について」

豊島区立駒込中学校 3年 野口 万凜

私たちが生活していくうえで、税金はとても身近なものです。例えば買い物をする場合その一部を消費税として私たち中学生も納税しています。一方で、病院などの治療費では多くの人が使う立場として税金を利用しています。以上は国から見ればそれぞれ「収入」と「支出」になり、この二つのバランスがとても大事です。

「収入」の主なものは、社会で働く人の給与から支払われる所得税、会社の利益から納める法人税、そして消費税になります。つまり、働く人の収入が上がったり、企業の利益が増えたりしないと収入は伸びません。「支出」は、学校や道路、橋などを造る公共事業費や日本の各地方に分配する地方交付税などです。これらを減らすと減らされた人たちの生活に影響が出るため、簡単には減らせないようです。

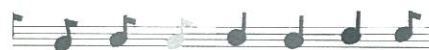
では、現在このバランスはどうなっているのでしょうか。今年度の一般的な「収入」「支出」の合計はともに約90兆円ですが、その中身が大きな問題です。収入のうち、約半分は国債といういわゆる他人からの借金です。一方「支出」は高齢者が増加し、その分医療費などが年々増え続け、全体的にもなかなか削減が難しい状況です。また借金が重なった分、その返済や利息負担も重くなっています。このままでは年々借金が増えるばかりです。今の大人たちはそれでも良いかもしれませんが、しかし、借金が増え続けると結局、今の若い人たちやこれから生まれてくる子供たちが返済していかなくてはなりません。また日本だけの問題ではなく、世界中の国々から借金ばかりしている国と見られ、信用されなくなります。

この大きな問題を何とか解決しなくてはなりません。その方法として、この頃消費税の増税がニュースで話題になっています。現在の消費税は5%ですが、7%、10%と徐々に上げるということは、私たちが買い物などで支払う金額が増えることになり、正直あまりいい気分ではないです。しかし、現在の収入と支出のバランスや日本の将来を考えると少しは我慢しなくてはならないと思います。もうひとつ「支出」を減らす事もとても大切な事です。その方法は具体的に分かりませんが増え続ける医療などの社会保障の費用を、どう減らしたら良いのか、特に考えてもらいたいです。

私は今まで、日本の税金を考える事があまりありませんでした。父に聞いたり、インターネットで調べていくうちに現在の日本は、「収入」を大きく上回る「支出」がある大変な状況なんだとわかりました。これからは、このバランスがどう変化していくか注目していきたいです。また、大人たちもこの問題を真剣に考えてもらいたいです。



税金は 国民からの おくりもの



## 「消費税について私が思うこと」

豊島区立西巢鴨中学校 3年 大塚 満里奈

消費増税関連8法案が8月10日、参院本会議で成立した。消費税率の引き上げ法が成立するのは18年ぶりだという。そして税率は2014年4月に8%、15年に10%に引き上げる。

このニュースを見て、なぜ増税などするのか疑問に思った。今まで105円で買っていたものが増税することによって108円になり、3年後には110円になる。私は今まで買い物していた時、「消費税がなかったらもう一つほしいものが買えたのに。」と思ったことがある。私達消費者の視点から一方的に見ると、大きな負担になる。

そこで、もし税金がなかったら、また税金はどのように使われるのかを調べてみた。

もし税金がなかったら、救急車で運んでもらうのにお金がかかり、医療費はすべて自己負担になる。交番が有料になり、パトロールをしてもらうのにお金がかかる。ゴミ収集が有料になる（粗大ゴミや地域によってはすでに有料の場合もあるそうだ）。日本全体のごみ収集が有料になれば、お金を払いたくないがためにゴミをその場においていく人が増えて街が汚くなり、環境が悪くなってしまうと思う。交番が有料になった場合、たとえ大事件がおきてもお金がなければ助けてもらえない。それはあってはならない事だ。

国や都道府県、市区町村では、私達が健康で文化的な生活を送るために、個人ではできない様々な役割を果たしている。例えば、小学校や病院をつくるには多くの費用が必要になる。そんな時、その費用はみんなが払っている税金で賄われている。

電話をかければ、救急車は無償で駆けつけてくれる。蛇口をひねれば、安全な水がいつでも飲める。当然のようにもらう教科書。整備された道路や公共施設。決められた日に収集してくれるゴミなど、今まで、当たり前のように思っていたことに税金が使われていることを知った。税金があることによって義務教育が受けられ、公共施設など、よい環境が整備され、街には交番があり、私達の安全を守ってくれている。

これらは、国民が納税の義務を果たしているおかげだ。

野田首相は、値上げした税金はすべて社会保障にも使うと言っていた。

消費税は一番身近な税金であり、生活に密着した税でもある。その使い道が正しければ国民はその負担を我慢するだろう。

日本の赤字国債をなくし、国民の生活を安定させ、豊かで安全な生活ができる様にしたいと思う。

今、私は、受けるばかりだが、いずれ納税者になる。その時は、きちんと納め、社会に貢献したいと思う。



経済の 心臓なんだよ 税金は



# 確定申告のお知らせ

申告書は パソコンで作成 提出はお早めに!!

## 各税目の申告期限と納付期限等

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早めに提出をお願いします。

なお、還付を受けるための申告書は、1月から提出ができますので、説明会等や国税庁ホームページなどを利用して、早期申告に御協力ください。

| 税 目                  | 申告・納付期限              | 口座振替日<br>(※事前の手続きが必要です) |
|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 申告所得税                | 平成 25 年 3 月 15 日 (金) | 平成 25 年 4 月 22 日 (月)    |
| 個人事業者の消費税<br>及び地方消費税 | 平成 25 年 4 月 1 日 (月)  | 平成 25 年 4 月 24 日 (水)    |
| 贈 与 税                | 平成 25 年 3 月 15 日 (金) |                         |

## 納税は便利な振替納税で

申告所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税については、金融機関の預貯金口座から振替によって納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非御利用ください。

※ 新たに振替納税の利用を希望される方及び申告書提出先の税務署が変わった方は、各税目の申告期限までに手続きが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください、豊島税務署管理運営部門にお問合せください。

## 説明会・相談会の御案内

| 名 称                                                    | 開 催 日                                       | 会 場        | 所 在 地         | 時 間                                                                                 |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金受給者<br>及び<br>給与所得者<br>のための<br>還付申告書<br>作成説明会<br>(※1) | 2月5日(火)                                     | 千早地域文化創造館  | 千 早 2-35-12   | 《午前の部》<br>9時00分～正午<br>(受付は11時30分まで)                                                 |
|                                                        | 2月6日(水)                                     | 南大塚地域文化創造館 | 南 大 塚 2-36-1  | 《午後の部》<br>13時00分～16時00分<br>(受付は15時30分まで)                                            |
| 税理士による<br>所得税及び消<br>費税の無料申<br>告相談会(※2)                 | 2月18日(月)<br>～<br>3月15日(金)<br>(土・日曜日を<br>除く) | 生活産業プラザ    | 東 池 袋 1-20-15 | 《午前の部》<br>9時30分～正午<br>(受付は11時30分まで)<br><br>《午後の部》<br>13時00分～16時00分<br>(受付は15時30分まで) |

(※1) 年金・給与以外の収入がある方は御遠慮ください。

(※2) 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。）を対象としております。

- ◇ 所得金額又は収入金額が高額な方、また相談内容が複雑な方は御遠慮ください。
- ◇ 会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合がありますので、御了承ください。
- ◇ 御来場の際には、確定申告書類等のほか源泉徴収票などの添付書類、印鑑、筆記具等を御持参ください。

# 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」 で「申告書」が作成できます！

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

確定申告

検索



e-Tax を利用すると  
こんな特典があります！

## 最高 3,000 円の税額控除

平成 24 年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 3,000 円の控除を受けることができます。

※平成 23 年分以前の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。

## 添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、書類の記載内容を入力して送信することにより、その提出又は提示を省略することができます。  
※確定申告期限から 5 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

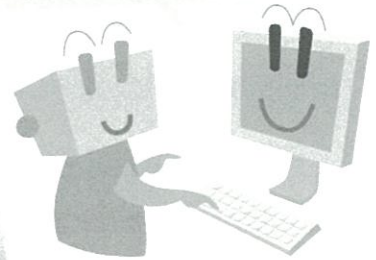
## 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色決算書などが作成できます。

また、税務署に来署されて作成する場合にも、パソコンを使って同様のシステムでの確定申告書作成を推進しています。

金額等を入力してね



作成が  
終わったら

インターネットで送信



e-Tax

国税電子申告・納税システム  
作成した申告書等のデータは、  
自宅から税務署に送信することが  
できます。

印刷して郵送等で提出



書面提出

作成した申告書等のデータは、  
印刷して税務署に郵送等で  
提出することができます。

## 所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場

豊島税務署では、所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり設置いたします。

期間：平成 25 年 2 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで

（※ 土、日及び祝日を除きますが、2月24日（日）及び3月3日（日）は開場します。）

時間：受付 午前8時30分から（提出は午後5時まで）

相談 午前9時15分から午後5時まで

会場：豊島税務署 地下 1 階

～混雑予想メモ～  
・毎週月曜日  
・午後 4 時以降  
・申告期限間際



◇上記期間以外は申告書作成会場がありませんので、お待ちいただく場合があることを御了承ください。

◇会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

◇当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署は御遠慮ください。

## 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

◇ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

## にせ税務職員などにご注意ください

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例、従業員等の個人情報等を問い合わせる事例、現金を持ち去るなどの事件にご注意ください。

未公開株や社債の取引に関連して、銀行の口座情報を問い合わせたり、手数料の支払いを要求する事例が発生しています。

納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務職員が納税者の皆様の金融商品などの取引に関して手数料の振込みを求めることはありません。
- 3 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書(顔写真ちょう付)を携帯しています。また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書(顔写真ちょう付)を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- 4 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
- 5 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
- 6 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答せず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上ご回答願います。

また、国税局・税務署の関係者や税理士などを装い、税務関係の会報などの購読や税務に関する講習会などへの受講を勧誘し、種々の名目により法外な金銭を請求するといった事件や、ダイレクトメール等で「あなたの税金安くします。」などと持ちかけ、手数料名目の金銭を振り込ませて詐取しようとする事件についてもご注意ください。

税務職員が、会報の購読や講習会の受講を勧誘することはありません。

不審な点があるときは、国税局の納税者支援調整官又は税務署の総務課までお問い合わせください。

## 印紙税実務講座の開催について

本講座は、日常生活や経済取引に係る印紙税について事例等を含めわかりやすく解説致します。  
印紙税は契約書の内容や契約金額、受取金額などにより税額が定められており複雑です。  
この機会に、印紙税を正しく理解していただくためにも、是非ご参加いただけますようご案内申し上げます。

### <講座の概要>

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 講 師   | 豊島税務署<br>法人課税第2部門 橋本 裕之 統括官      |
| 内 容   | 「印紙税の実務」について                     |
| 開 催 日 | 平成25年2月27日(水)                    |
| 時 間   | 午後2:00～4:00<br>(受付開始 午後1:30～)    |
| 場 所   | 豊島法人会館 3階会議室(豊島区池袋2-32-4)        |
| 定 員   | 40名(定員オーバーにより受講できない場合はご連絡いたします。) |
| 受 講 料 | 無 料                              |
| 持 ち 物 | 筆記用具・電卓                          |

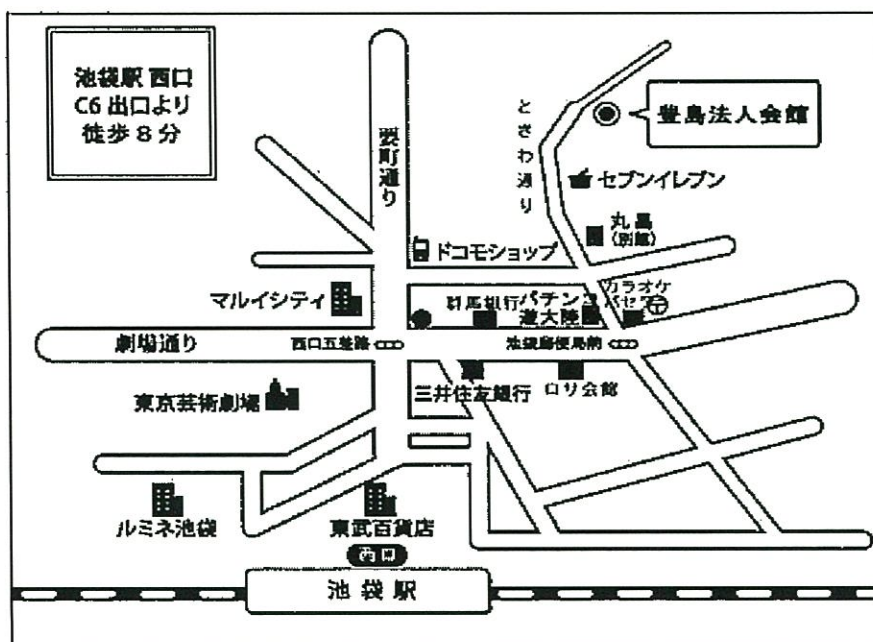


お申込は、豊島間税会事務局へ、電話又はメールでお願いします。

TEL:03-3988-7671 E-mail :info-a@amaranth.co.jp

【申込締切日 平成25年2月20日(水)】

※お申し込み後、当日会場までお越しください。(受講証等は発送致しません)



## 間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。  
(注)間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。  
なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。
- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。
- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。
- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。
- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。
  - イ 会員企業の発展
  - ロ 税務知識の習得と普及
  - ハ 税務行政への協力
- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。
  - イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。
  - ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。
  - ハ 会員相互の連帯と強調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。
  - ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。
- ⑦ 間税会は、「消費税 括かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

## 間税会加入のお勧め

\* 間税会の会費はいくらですか？

- ・個人、法人と格差はありますが最低5,000円からです。
- 皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会ください。  
お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区東池袋 1-4 7-1 2 シウトウビル 7F  
株式会社 アマランス 藤川  
TEL 3988-7671 FAX 3988-7668

# 謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます

## 豊 島 間 税 会

|          |         |                  |
|----------|---------|------------------|
| 会 長      | 根 本 弘 三 | (有)ネモト時計店)       |
| 副 会 長    | 戸 澤 為 利 | (株)川口屋)          |
| 〃        | 石 井 陽 一 | ((資)三豊酒店)        |
| 〃        | 増 子 信 介 | (有)ミネルヴァ)        |
| 〃        | 國 松 省 三 | (株)ピーデーエスコンピュータ) |
| 〃        | 稲 川 一   | (株)文宣)           |
| 〃        | 水 上 春 樹 | (二和電気(株))        |
| 〃 (女性部長) | 野 村 要 子 | (有)野村商事)         |
| 事務局長     | 藤 川 盛 弘 | (株)アマランス)        |
| 監 事      | 丸 山 雄 一 | (池袋木工(株))        |
| 〃        | 加 藤 壽 男 | (株)紅緒)           |



### 編集後記

会報のページ下に掲載されている標語は平成24年度「税を考える週間」行事の一環として全間連で募集した「税の標語の優秀作品」です。この募集は会員のみならず、どなたでも出来ますので、家族、知人の方々よりの作品の応募を期待しています。インターネットホームページは<http://www.kanzeikai.jp>です。ここには、「税の標語募集」のほか、「消費税など税に関する情報」、「消費税に関するご意見募集」、「税金クイズ」等が掲載されています。ぜひアクセスしてご覧になってください。また、ご意見等ございましたら投稿をお願いします。



明けましておめでとうございます

豊島酒販連合会

東京小売酒販組合  
豊島酒販連合会

理 事 長  
会 会 長  
副 会 長  
会 計 長  
事 務 局 長

藤 松 戸 小 土 吉 山

田 田 澤 林 尾 村 口

利 久 浩 利 悦 夫 彰 郎  
為 常 英 浩 誠 一

酒類のお買い求めは地元の酒販売店で！

新年明けましておめでとうございます

豊 島 優 申 会

会 長 水 上 春 樹  
副会長 佐 藤 茂 義  
" 牧 野 雅 之  
" 太 田 博 之  
会 計 菅 耕 治  
幹 事 歌 芳 明  
" 高 村 光 朗  
" 齋 木 晋 一  
" 浦 野 静 夫  
" 山 口 隆 司  
監 事 加 藤 壽 男  
" 井 上 裕  
顧 問 伊 東 佑 浩

二和電気(株)  
(株)小林スプリング製作所  
マキノ製缶(株)  
協同商事(株)  
(株)エフ・エム  
(株)歌工務店  
高村紙業(株)  
(株)新光商事  
浦野工業(株)  
(株)山口工業  
(株)紅緒  
(株)渡辺建築事務所  
昭英化学(株)



宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

# (有)ネモト時計店

代表者 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13  
Tel Fax : 03-3910-2905



Plan Do See

トータルソフトウェアメーカー <http://www.pdsc.co.jp>

株式会社 ビーデーエスコンピュータ

代表取締役 國松 省三

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-1黒澤ビル5F  
TEL.03-3981-5331 FAX.03-3981-5330  
E-mail : pdscomp@pdsc.co.jp

酒 ワイン&リカーショップ

# 株式会社 川口屋

豊島区駒込 7-16-4  
TEL 3918-2702  
FAX 3918-2828

ISO9001・ISO14001認証取得

各種精密スプリング(板バネ・コイルバネ)・板金加工・テーピング加工

KSP 株式会社 小林スプリング製作所

代表取締役会長 兼 社長 佐藤 茂義

本社 東京都豊島区南長崎6-9-6 TEL 03-3953-2181  
〒171-0052 FAX 03-3952-9958  
URL : <http://www.kobayashi-sp.co.jp/>  
三芳工場・小諸工場・諏訪工場・中国(広州工場・上海工場)



株式会社 セイコーアドバンス  
**Seiko advance Ltd.**

代表取締役社長 平栗 哲夫

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-5  
TEL (03)3987-5111(代) fax (03)3987-5149  
URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>



株式会社 中西商會

代表取締役 鈴木 孝雄

本社 東京都豊島区上池袋 4-3-10  
〒170-0012 TEL 03-3916-2121  
FAX 03-3915-7734  
仙台営業所 仙台市青葉区小田原 4-1-6  
〒980-0003 TEL 022-224-2051  
FAX 022-224-2052

# 泰平飯店

宴会は60名様まで、是非ご相談ください

☎03-3910-7144

〒170-0002 豊島区巣鴨2-1-2

太平商事株式会社

この街の素敵な暮らしのパートナー



皆様のお役にたつ

**東京信用金庫**

本店営業部 豊島区東池袋 1-12-5 (3984) 9111(代)  
要町支店 " 要町 1-1-1 (3957) 3161(代)  
椎名町支店 " 南長崎 3-2-14 (3953) 4611(代)  
東長崎支店 " 南長崎 5-28-4 (3952) 3151(代)

理美容器具・化粧品卸

\*\*\*\*\*

## (有) 野村商事

豊島区上池袋 1-23-3-101

TEL 03-3918-1048

FAX 03-3910-1537

32年の実績と信頼

会社設立・決算申告・相続申告

## 堤税理士行政書士事務所

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-19-1

TEL : 03-5954-7785

FAX : 03-5954-7787

URL <http://taccount.sakura.ne.jp>

## Amaranth

システム開発・構築保守・HP作成維持

## 株式会社アマランス

代表取締役 藤川 盛弘

豊島区東池袋 1-47-12 シウトウビル

TEL : 03-3988-7671 FAX : 03-3988-7668

URL : <http://www.amaranth.co.jp>

ビル総合管理

生保・損保総合代理店

一級建築士事務所

不動産の売買・仲介・賃貸・管理

事務用機器・贈答品・文房具・たばこ等販売

## 東信企業株式会社

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-13-9-101

ビスハイム池袋 1階

TEL 03(3987)4385 FAX 03(3983)3326



豊島区南池袋 2-43-16

TEL 03-3981-7161(代)

URL <http://www.shoei-chem.co.jp/>



TKCコンピュータ会計

TKC全国会 創業・経営革新アドバイザー

中根税務会計事務所

有限会社 ティー・エヌ・コンサルティング

TKC全国会

e-TAX

電子申告推進事務所

税理士 中根 武  
代表取締役

事務所 〒170-0003

東京都豊島区駒込1丁目12番16号 レジデンス六義園1階

TEL (03)3945-8594 FAX (03)3945-8541

TEL (03)3945-8597 携帯 090-2317-4116

LP 050-3567-2217

E-mail: [tnc@tkcnf.or.jp](mailto:tnc@tkcnf.or.jp)

URL : <http://www.nakanekaikei.co.jp>

## 尾谷会計事務所

税理士 尾谷 恒行

〒170-0005 豊島区南大塚 3-39-14

大塚南ビル 7F

TEL 03 (5957) 5654

FAX 03 (5957) 5611

システム開発・運用保守



株式会社 エフ・エム

代表取締役会長

菅 耕治

Koji Suga

本社 東京都豊島区東池袋3-23-5 Daiwa東池袋ビル6F  
〒170-0013 TEL 03-3985-7221(代) FAX 03-3985-0052

URL : <http://www.fmget.co.jp/>

(一般労働派遣事業許可番号 般 13-301490)

ISO9001認証取得



ISO27001認証取得



[illegible]

発 行 平 成 25 年 1 月  
発行者 豊 島 間 税 会  
会 長 根 本 弘 三  
事務局 豊島区東池袋 1-47-12  
シウトウビル  
株式会社 アマランス  
TEL：03-3988-7671





間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。